

業務及び財産の管理に関する計画

[金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第14条に基づく計画書]

平成12年2月8日

日南信用金庫

金融整理管財人

目 次

	頁
・「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	1
1．円滑な事業譲渡の早期実施	1
2．業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持	1
3．公的費用の極小化	1
4．旧経営陣等の責任追及体制の確立等	1
5．不祥事件再発防止体制の確立	1
6．地域経済への配慮	2
・業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	2
1．基本運営方針	2
2．管財人会議・業務運営会議の設置	2
3．個別業務運営方針	2
（１）与信業務運営方針	2
（２）資金調達業務運営方針	3
（３）投資業務運営方針	3
（４）経費運営方針	3
（５）その他の業務の運営方針	3
・事業譲渡を円滑に行うための方策	4
1．経営責任の明確化	4
2．本部組織の改正	4
3．経費の削減	5
4．店舗統廃合	5
5．保有資産の処分	5
6．新たな内部管理体制の確立	6
・法令等の遵守	6
・金融再生法第 18 条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等	6

「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針

当金庫は、平成11年11月19日、金融再生委員会に対し、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）」第68条第1項に基づく申出を行いました。これを受けて平成11年11月19日、金融再生委員会より、金融再生法第8条第1項第2号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けました。

ここに、金融再生法第14条に基づき、「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針を定めます。

1．円滑な事業譲渡の早期実施

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、同法に定められた措置を適切かつ効率的に行うことにより、当金庫の事業価値の劣化防止および預金の流出防止に努め、可及的かつ速やかに事業譲渡を実施いたします。

2．業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持

事業譲渡を円滑に行うまでの間、業務を暫定的に維持継続し、金融仲介機能を維持するとともに、優良な顧客基盤を維持することにより、金融機関としての信用力の回復に努めます。

3．公的費用の極小化

優良な顧客基盤を維持しながら当金庫事業価値の劣化を防止し、組織のスリム化、業務運営上必要不可欠な資産を除く資産の処分等による合理化を図り、早期譲渡を行うことに加え、不正事件の調査を進め、不正な流出資金の回収に努めること等によって、公的費用の極小化を図ります。

4．旧経営陣等の責任追及体制の確立等

当金庫が「管理を命ずる処分」を受ける状況に至った原因を明確にするため、金融再生法第18条等の趣旨に基づき、内部調査体制を整備し、旧経営陣等の責任を明確にするとともに、不正な流出資金の回収に努めることといたします。

5．不祥事件再発防止体制の確立

不祥事件の再発防止、および受皿金融機関への円滑な事業譲渡を図るため、事務の厳正化、

事務改善および相互牽制の徹底等新たな内部管理体制を確立いたします。

6. 地域経済への配慮

地域金融機関としての役割を十分認識し、地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮するとともに、地域経済に与える影響を最小限に押え、円滑な業務運営を行います。

. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針

1. 基本運営方針

金融整理管財人による管理期間中の業務運営については、金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、金融仲介機能の維持に配慮した適正な業務運営に努めます。

優良な顧客基盤の維持など事業価値の劣化防止のための施策を適時適切に実施し、当金庫に対する信頼の回復に努め、可及的かつ速やかに円滑な事業譲渡を行うことを目指します。

具体的な業務については、上記方針の下、明確で透明度の高い業務運営に努めます。

2. 管財人会議・業務運営会議の設置

当金庫の最高意思決定機関として、金融整理管財人および金融整理管財人代理により構成される「管財人会議」を設置し、経営に関する重要事項の審議を行うことといたしました。

また、金融整理管財人、金融整理管財人代理と当金庫役職員との間で十分な審議を行うとともに、意思疎通を図り、業務運営の透明性を確保するため「業務運営会議」を設置いたしました。

「業務運営会議」では、重要な業務運営案件等の審議を行うとともに、活発かつ公正な討議を通じ、効率的・効果的な業務運営を実施してまいります。

3. 個別業務運営方針

(1) 与信業務運営方針

与信業務については、金融再生法の趣旨に基づき金融仲介機能の維持に配慮しながら、優良な顧客基盤の維持と貸出資産の劣化防止に努めます。

債務者区分別与信方針

「正常先」については、企業の信用力や案件の妥当性等を十分に審査し、資金需要に応えていきます。

「要注意先」については、債務者の債務履行状況、財務内容の健全性および回収の確実性を十分に審査し、適切に対応いたします。

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」については、原則与信は行いません。

「純新規先」についても、原則与信は行いません。

資金使途

債務者の事業継続に必要な運転資金・設備資金に対応いたします。

与信残高上限

「正常先」は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日から過去1年間の最高額を超えないものといたします。

「要注意先」は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日の残高を超えないものといたします。

与信期間、担保、保証、適用金利

回収の確実性や妥当性ならびに収益性等に十分留意し、適切な運営を行います。

(2) 資金調達業務運営方針

資金調達力の回復・安定のため、適切かつ正確な情報の提供を行い、当金庫に対する信用の回復に努めます。

また、資金繰りを的確に把握し、全信連等の関係機関と綿密に連絡をとりながら、必要に応じて資金支援の手配等に努めるとともに、流動性の高い資産の売却等によって資金の確保に努めます。

調達金利、期間等については、市場動向・他行動向および地域性を十分考慮し、適切な運営をいたします。

(3) 投資業務運営方針

投資業務については、業務上必要不可欠な有価証券等に限り保有するものとし、リスクを抑えた運営を行います。

(4) 経費運営方針

経費支出については、業務遂行上必要不可欠なものに限定した運営をいたします。

(5) その他の業務の運営方針

公金業務、内国為替等の業務については、金融仲介機能の維持ならびに取引先基盤の維持の観点から継続いたします。

・事業譲渡を円滑に行うための方策

1. 経営責任の明確化

(1) 旧経営陣の辞任等

「管理を命ずる処分」を受け、平成 11 年 11 月 20 日に理事長が辞任いたしました。

また、代表権のあった他の役員（専務理事 1 名、常務理事 1 名）については、平成 11 年 12 月 1 日に非常勤理事（無報酬・無賞与）に降格、常勤理事 1 名（本店長）については、これまで支給していた役員報酬分をカットし、非常勤理事 3 名および監事 2 名については、役員賞与のみを支給していましたが、とりやめます。

(2) 役員退職慰労金

上記の理事長の辞任および他の代表役員の降格に伴う役員退職慰労金については、一切支給いたしません。その他の現役員についても、今後の辞任に際しては、支給しない方向で検討します。

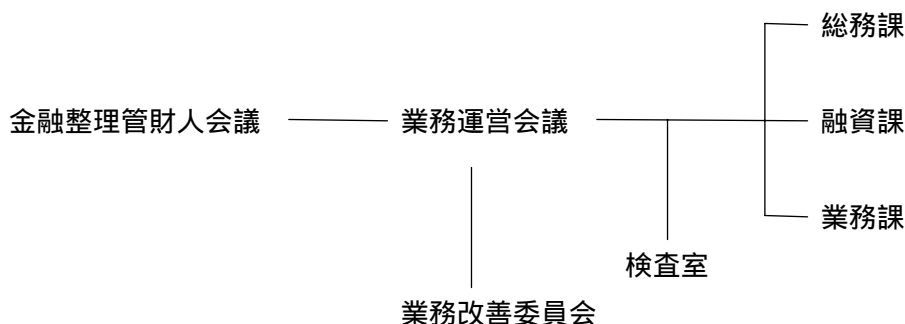
また、平成 11 年に辞任した代表役員（1 名）へ支給した役員退職慰労金については、今後、自主的な返還請求を検討します。なお、現在存命中で退職慰労金の支払を受けたことのある代表役員経験者は、この 1 名のみです。

2. 本部組織の改正

業務の合理化・効率化を図る観点から、平成 11 年 12 月 1 日付で本部組織の改正（部制の廃止、課の統廃合）を実施いたしました。

（3 部 1 室 7 課 3 課 1 室）

[新組織図]



3. 経費の削減

(1) 人員および人件費の削減

当金庫の11年12月末時点の人員は、84名でここ数年ほとんど変化ありません。

また、人件費については、新規採用の停止、賞与の削減等により対前期比50百万円(10%)程度削減となる予定であります。

今後も当金庫の金融仲介機能を維持しながら、店舗および人員配置の見直しを行うとともに、より一層の効率化に徹します。

なお、事業譲渡が明らかになる過程で必要に応じ人員の見直しを行う予定であります。

(2) 物件費の削減

業務運営に必要なものに限定了支出の削減に努めます。

なお、事業譲渡が明らかになる過程で、さらに検討を重ねること(営業店の統廃合やシステム関連費用の見直し等)により、さらなる経費削減が可能となるものと思料いたします。

[人件費・物件費推移と削減目標]

(単位：百万円)

	9年3月期 実績	10年3月期実 績	11年3月期 実績	12年3月期 実績予想	13年3月期 目標値	ピーク比
人件費	507	518(比-7)	511	462	413	105 (20%)
物件費	238	240	256(比-7)	260	214	42 (16%)
営業経費	756	768	778(比-7)	742	639	139 (18%)

(注) 営業経費 = 人件費 + 物件費 + 税金

4. 店舗統廃合

店舗政策につきましては、基本的には事業譲渡が明らかになる過程で検討を行うこととしますが、効率運営の観点から見直しが必要な店舗については統廃合等を検討・実施いたします。

5. 保有資産の処分

当金庫が保有する資産につきましては、業務運営上必要不可欠なものを除き、処分する方針であります。

6. 新たな内部管理体制の確立

不祥事件の再発防止策として、事務取扱いの厳正化および相互牽制等を徹底するため、金融整理管財人による臨店検査の実施等の直接関与や本部事務部門、検査部門によるチェック機能を強化いたします。

また、事務部門による臨店指導や既存の委員会を改組した業務改善委員会による事務改善の取組み、諸規定等の勉強会を実施し、職員の資質向上を図るとともに、組織内各層における内部管理重視の風土の醸成に努め、新たな内部管理体制を確立します。

. 法令等の遵守

日々の業務運営が適切に遂行されることを確保するため、「コンプライアンス・マニュアル」を平成12年1月に全職員に配付しました。また、総務課が中心となって、説明会・勉強会等で周知徹底を図っております。

諸規則等に違反する行為や業務上の事故等が発生した場合は、厳正な処分を行います。

. 金融再生法第18条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等 (内部調査事務局の設置)

金融再生法第18条に定められた当金庫の旧経営陣(理事もしくは監事であったもの)等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告訴・告発の調査・報告を行うために、金融整理管財人直属の「内部調査事務局」を設置いたしました。

内部調査事務局は、預金保険機構から派遣された実務精通者等により構成されています。

今後、内部調査事務局による調査結果に基づき、必要に応じ民事提訴、刑事告訴・告発等について検討するほか、不正事件の調査を進め、不正流出資金の回収を検討してまいります。